

山梨県公報

第千三百六十四号

平成十五年

三月十日

月 曜 日

目次

悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正	一三三
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	一三三
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	一三三
騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正	一三三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	一三四
都市計画事業の事業計画の変更認可	一三四
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一三四
争議行為予告通知の受理	一三四
建築基準法に基づく公開聴聞の実施	一三五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一三五

告示

山梨県告示第百二十五号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「**韮崎市**」の下に「、南アルプス市」を加え、「八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町」を削る。

別添図面中八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振

興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「**韮崎市**」の下に「、南アルプス市」を加え、「八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町」を削る。

別添図面中八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「**韮崎市**」の下に「、南アルプス市」を加え、「八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町」を削る。

別添図面中八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び所轄地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第百二十八号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「**韮崎市**」の下に「、南アルプス市」を加え、「櫛形町、甲西町」を削る。

山梨県告示第百二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一四〇号	甲府市向町字大竹三六〇番の一地先から 甲府市向町字遠免三〇七番の一地先まで

山梨県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
 葑崎市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 葑崎市計画下水道事業葑崎市公共下水道
- 三 事業施行期間
 平成元年一月九日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 1 収用の部分
 平成十一年山梨県告示第百五十八号の事業地に葑崎市岩下字榎ノ木及び字前田並びに葑崎市上ノ山字社坂、字上ノ山、字内堀、字馬口、字北堀、字立石、字外輪原及び字高岱並びに葑崎市藤井町大字駒井字西御門、字天神前及び字上ノ田並びに藤井町大字坂井字芽林、字丸山及び字村ノ前並びに葑崎市藤井町大字北下条字坂上、字大原、字堂坂上、字高松及び字岩上並びに葑崎市大草町大字若尾字土手屋敷、字竹の下、字大坪、字岡田、字高芝原及び字仲田並びに葑崎市大草町大字上条東割字堤久保並びに葑崎市大草町大字下条中割字宮前道、字土橋及び字丸林並びに葑崎市大草町下条西割字御手洗及び字向原並びに葑崎市旭町大字上条北割字金山並びに葑

崎市竜岡町大字若尾新田字海老島、字石塚、字供養塚、字古川端及び字清水久保並びに葑崎市竜岡町大字下条東割字力石、字長塚道下、字長塚道上、字門開及び字阿寺沢並びに葑崎市竜岡町大字下条南割字石宮、字北原、字西原、字宮本、字穂並及び字御座田の各一部を加え、葑崎市藤井町大字駒井字砂宮神及び字宮の前並びに葑崎市大草町大字若尾字本滝及び字東田並びに葑崎市旭町大字上条北割字夏目原並びに葑崎市竜岡町大字若尾新田字屋敷、字東河原及び字道白島において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十五年二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 富士北麓まちづくりネットワーク
 - 2 代表者の氏名 法村香音子
 - 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市上吉田四丁目三番十七号
 - 4 定款に記載された目的
 本法人は、富士北麓地域全体に対して、国際交流都市としての機能及び知名度を高める事業を促進する活動を行うことで地域経済の活性化を促すとともに、真のグローバルパートナーシップの構築を図り、心豊かな国際共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年二月二十五日から同年四月二十四日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨県民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十

五年二月二十八日付けで通知があった。

平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 賃金の引き上げ等に関する件
- 2 看護現場の実態改善に関する件
- 3 その他の労働条件に関する件

二 日時

平成十五年三月十三日から要求解決まで

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 巨摩共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 訪問看護ステーションあらくさ

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたん

ぼほ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲府市宝一丁目九番一号 あすなる甲府薬局

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の一 ますほ共立診療所

中巨摩郡檜形町桃園三百七十七番地の一 あすなる巨摩薬局

四 概要

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 あすなる武川薬局
以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場
又は一部職場

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に、連続、断続を含む全ての業務
の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を
単独又は併用して行う。
ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 建築基準法に基づく公開聴聞の実施
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項の規定により、次
とおり公開による意見の聴取を行う。
平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 意見の聴取を行う日時

平成十五年三月十四日 午後二時

二 意見の聴取を行う場所

中巨摩郡田富町布施二千三百八十二番地 田富町総合会館二階視聴覚室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 中巨摩郡田富町布施清水前三〇五、三〇八の一、三二七の一、
三二七の七、三二七の一三、三二七の一四、三二八、三五八、三五八の三、三八
九の二、三八九の三、三八九の四、三八九の五、三八九の六、三八九の七、三八九の八、三八九の九（第一種住居地域、用途地域の指
定のない区域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第五項の規定による許可に係る工場（鉄骨
造二階建て床面積二千七百四十三・〇三平方メートル）の増築

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条新田字村北八四五の三、八四五の九、八四五の一〇、八四五の

一、八四七の一、八四七の八、八四七の九、八四九の一、八五〇の三、八五〇の四、八五〇の五、八五〇の九、八五〇の一〇、八五九の二、八六〇の三、八六〇の六及び八六〇の七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条新田八百五十番地 杉浦純子